
弘前圏域定住自立圏

共生ビジョン

～ 子どもたちの笑顔あふれるまち ～

弘前市

平成24年2月29日策定

(平成24年12月26日変更)

目 次

第Ⅰ章 定住自立圏共生ビジョンの策定にあたって	1
1 定住自立圏の名称	1
2 構成市町村	1
3 定住自立圏構想の概要	1
4 共生ビジョンの趣旨・目的	2
5 共生ビジョンの計画期間	2
第Ⅱ章 圏域の現状及び課題	3
1 地勢・自然	3
2 圏域市町村の概況	3
3 圏域の結びつき	7
4 人口等の推移	11
5 東日本大震災を受けて	14
6 生活機能	15
7 結びつきやネットワーク	25
8 地域づくりを担う人材育成	27
第Ⅲ章 圏域の将来像	28
第Ⅳ章 協定に基づき推進する具体的取組	30
1 生活機能の強化に係る具体的取組	31
2 結びつきとネットワークの強化に係る具体的取組	43
3 圏域マネジメント能力の強化に係る具体的取組	45
第Ⅴ章 共生ビジョンの推進	46
資料編	47

第 I 章 定住自立圏共生ビジョンの策定にあたって

1 定住自立圏の名称

弘前圏域定住自立圏

2 構成市町村

弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村



3 定住自立圏構想の概要

わが国は今後、少子・高齢化が急速に進行するとともに、総人口は急速に減少することが見込まれています。三大都市圏も地方圏も人口が減少するという「過密なき過疎」の時代にあって、特に地方圏においては大幅な人口減少が予想され、その将来は極めて厳しいものと予想されています。

こうした人口減少や少子・高齢化が進行する状況において、国・地方を問わず財政力の低下が懸念されており、従来のように一つの市町村が、暮らしに必要な諸機能を単独で整備することは、困難になっていくものと見込まれます。

定住自立圏構想は、中心市と周辺市町村で形成される圏域において「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、中心市と周辺市町村が互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ろうとするものです。「定住」のための暮らしに必要な諸機能を確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、魅力あふれる圏域を形成していくことを目指しています。

定住自立圏構想の推進により、地方への民間投資を促進し、内需を拡大して地域経済を活性化させ、地域の創富力を高める「地域主権型社会」に相応しい、安定した社会空間を地方圏に創り出すことが期待されています。

4 共生ビジョンの趣旨・目的

定住自立圏共生ビジョンは、定住自立圏構想推進要綱（平成20年総行応第39号）及び定住自立圏形成協定に基づき、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保し、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るため、中長期的な観点から弘前圏域が目指す将来像及びその実現のために必要な具体的取組等を明らかにするものです。

また、本共生ビジョンは、圏域の定住自立圏構想の取組の推進に当たり、総務省をはじめ、国の各府省の支援の根拠となる計画です。

5 共生ビジョンの計画期間

本共生ビジョンの計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間です。

第Ⅱ章 圏域の現状及び課題

1 地勢・自然

弘前市、黒石市及び平川市をはじめとする3市3町2村で構成される本圏域は、青森県西南部に位置する内陸型地域であり、その総面積は約1,598 km²で、県全体の約18%を占めています。

霊峰岩木山を西に臨み、東方には八甲田連峰を、南には秋田県境に接する世界自然遺産白神山地の山々が眺望されます。また、白神山地に源を発する県内最大流域面積の一級河川岩木川が圏域のほぼ中央部を日本海に向け北流しています。岩木川は圏域内で平川・浅瀬石川と合流して、その流域に肥沃な津軽平野を形成し、本県を代表する穀倉地帯を育んでいます。また、平野部周辺の小高い丘陵地帯には、基幹農産物であるりんごの樹園地が広がり、さらにその地域を取り巻くように山林地帯が伸び、緑豊かな自然環境に恵まれています。

2 圏域市町村の概況

弘前市	HIROSAKI CITY				
	行政区域面積	人口	人口密度	0~14歳人口割合	65歳以上人口割合
	524.12 km ²	183,473人	350.1人/km ²	12.0%	25.6%

(資料：平成22年国勢調査)

弘前市は、日本一の生産量を誇るりんごの産地であるとともに、春には日本一の桜の名所弘前公園での「さくらまつり」、夏には「ねぶたまつり」、秋には「弘前城菊と紅葉まつり」、冬には「弘前城雪燈籠まつり」と、四季を通して多くの観光客で賑わう観光都市であります。

藩政時代のたたずまいを残す寺院街や伝統的建造物、明治・大正期の洋風建築、建築家「前川國男」の近代建築などの歴史的文化財が数多く点在しています。また、弘前駅を核とした広域的な交通拠点や宿泊・コンベンション機能、飲食街などの都市的な環境が備わっています。さらに国立大学法人弘前大学などの高等教育機関が集積し、学会などでも県内外から多くの方が訪れます。

平成23年に迎えた弘前城築城400年を契機に、次の100年を見据えながら、新たな弘前の創造に向けて歩み始めます。

黒石市

KUROISHI CITY

行政区域面積	人口	人口密度	0~14歳人口割合	65歳以上人口割合
216.96 km ²	36,132人	166.5人/km ²	12.9%	25.4%

(資料：平成22年国勢調査)

黒石市は圏域の東部に位置し、黒石藩一万石の城下町として栄え、明治以後も南津軽郡役所の所在地として、政治・経済・文化の中心地として発展してきました。

黒石温泉郷県立自然公園などの観光資源を有し、東北縦貫自動車道黒石インターチェンジをはじめ、県土を横断する国道102号及び394号、主要地方道などの道路網を背景に、他圏域との交流拠点及び国立公園十和田湖の西の玄関口として、広域観光の中継基地の役割を担っています。

古くから「りんごと米と温泉の田園観光都市」として親しまれていますが、圏域の中心都市である弘前市の機能を補完する役割を持ち、圏域東部の中核都市として、周辺市町村を対象とした商業経済活動や、県産業技術センター農林総合研究所、同りんご研究所を中心に、農業技術集積の地として重要な役割を果たしています。

平川市

HIRAKAWA CITY

行政区域面積	人口	人口密度	0~14歳人口割合	65歳以上人口割合
345.81 km ²	33,764人	97.6人/km ²	12.1%	27.8%

(資料：平成22年国勢調査)

平川市は圏域の南東部に位置し、地形的には平地、台地、山地からなる農業を基幹産業とした小都市であります。

平川市を構成する平賀地域は、主要地方道の整備が進み、圏域内の物流・生産活動の拠点機能と良好な生活空間を提供する居住機能を分担しています。また、豊富な温泉資源やゴルフ場など圏域のスポーツ・レクリエーション機能も併せ持っています。

尾上地域は、植木・造園業や花き栽培が盛んであり、国指定名勝「盛美園」は全国的にも有名で「庭園と生け垣と白壁の蔵のあるまち」として近年認知されてきており、良好な圏域の住宅地として需要拡大が見込まれます。

碓ヶ関地域は、古くから温泉保養地として知られており、地域内には、国道7号や東北縦貫自動車道碓ヶ関インターチェンジのほか、JR奥羽本線が縦貫し交通の要衝をなしており、まさに関所といった趣があります。また、歴史・自然を活用しながら、温泉・温水プール・産直施設を備えた道の駅を観光拠点として、観光の推進を図っています。

藤崎町

FUJISAKI TOWN

行政区域面積	人口	人口密度	0～14歳 人口割合	65歳以上 人口割合
37.26 km ²	16,021人	430.0人/km ²	12.3%	27.5%

(資料：平成22年国勢調査)

藤崎町は圏域の北部に位置し、津軽平野の三大河川の合流地点にあります。りんごの主力品種「ふじ」の発祥の地であり、有機低農薬にこだわったつがるロマンや赤いたまごなど、安全安心な農産物を提供できる生産体制に取り組む農業の町であります。

町には数々の歴史資源や、自然を生かした河川・公園等の景観施設、伝統的な祭りやイベント、芸術・文化等の多様な資源が存在しています。

旧藤崎町は、交通の利便性が高いため、大型店舗やその周辺の整備も進んでおり、郊外型商業機能の新たなクラスター核を形成しています。

旧常盤村では、稲わらを活用した自然循環型農業に取り組むなど、環境に優しい農業を推進しています。また、JR北常盤駅の西口に常盤ニュータウンを整備するなど、交通の利便性を活かした住環境の整備を図っています。

板柳町

ITAYANAGI TOWN

行政区域面積	人口	人口密度	0～14歳 人口割合	65歳以上 人口割合
41.81 km ²	15,227人	364.2人/km ²	11.5%	29.4%

(資料：平成22年国勢調査)

板柳町は圏域の北部に位置し、りんご専門市場の開設など、農産物を中心とする集出荷食糧供給基地としての機能を担っており、津軽藩時代には岩木川の河港として発展した歴史的経緯もあり、隣接する市町や弘前市の北部を含む独自の商業圏を形成している町であります。

生涯学習の町として、文化・スポーツ振興にも力を注ぎ「読書のまち」の定着及び「りんごの里スポーツクラブ」の設立など、住民との協働による町づくりを推進しています。また、基幹産業である農業では、地場産業の振興と地域資源を活用した「ふるさとセンター」を核として、高付加価値農業の推進と体験型観光農業の振興を図っています。さらに、国際交流推進のため、米国ヤキマ市との姉妹都市提携、中国北京市昌平区との友好協定の締結を行うなど、国際化、情報化など新たな時代に対応した未来を担う人づくりを推し進めています。

大鰐町

OWANI TOWN

行政区域面積	人口	人口密度	0～14歳 人口割合	65歳以上 人口割合
163.41 km ²	10,978人	67.2人/km ²	9.7%	33.5%

(資料：平成22年国勢調査)

大鰐町は圏域の南部に位置し、三方を山で囲まれた地形を利用したスキー場や、八百年もの長い歴史を誇る温泉の町として圏域の住民のみならず、県内外の休養地・保養地として親しまれ、発展してきた町であります。

平成15年には「第5回アジア冬季競技大会」のスキー種目が開催されるなど、競技スキーのメッカとしても、全国から注目を浴びており、大鰐碓ヶ関温泉郷県立自然公園を中心とした豊かな自然は四季を通じて、広域交流レクリエーション拠点として幅広く利用されています。

また、町の基幹産業である農業は、主要作物であるりんごや米のほか、夏秋トマト、自然薯、メロンなどの高収益性作目の産地化をめざしています。

田舎館村

INAKADATE VILLAGE

行政区域面積	人口	人口密度	0~14歳 人口割合	65歳以上 人口割合
22.31 km ²	8,153 人	365.4 人/km ²	11.5%	28.4%

(資料：平成22年国勢調査)

田舎館村は圏域のほぼ中央の平地部に位置しており、縄文時代や弥生時代の遺跡が数多く確認され、なかでも弥生時代の水田跡が数多く発見された国史跡垂柳遺跡があります。

基幹産業を農業とし、米やりんごを中心にトマト、アスパラガスなどの野菜や花卉の栽培に取り組んでいます。農業の活性化と担い手の確保に向けて、農地の集約化と認定農業者の育成、支援に取り組み、6次産業（生産、加工、流通、販売）の推進など多方面にわたる農業振興策を展開しています。

また、毎年多くの人を訪れる田んぼアートなどの観光資源を活用し、交流人口の増加を図るなど、地域の活性化を目指しています。

工業団地等への企業誘致を推進し、雇用の創出を図るとともに、豊かな自然に親しみ、歴史と文化に触れることができる緑と工業の調和した農工併進の村づくりを進めます。

西目屋村

NISHIMEYA VILLAGE

行政区域面積	人口	人口密度	0~14歳 人口割合	65歳以上 人口割合
246.05 km ²	1,594 人	6.5 人/km ²	9.1%	34.1%

(資料：平成22年国勢調査)

西目屋村は圏域の西部に位置し、三方を山に囲まれ、総面積の9割以上を林野が占める山村であります。

村のほぼ中央を津軽地域の主要水源である岩木川が流れ、その源流には世界自然遺産白神山地が広がっています。

人口・世帯数は県内で一番少なく、生活機能の大半を圏域の中心都市である弘前市に依存していますが、定住促進住宅の整備や高校生以下医療費無料化など子育て世代に優しい環境づくりを積極的に推進して、過疎化・少子化の抑制を図っています。

基幹産業は米とりんごを中心とした農業ですが、白神そばや山菜など白神ブランドによる地場商品の商品開発及び販路拡大を促進するとともに、世界遺産と水源の里として、超一級の観光資源である白神山地を活用した観光振興に取り組んでいます。

3 圏域の結びつき

弘前市は、圏域人口の約6割を占める圏域最大の都市で、周囲を中小規模の都市が比較的近い距離で取り囲む構造となっています。

圏域の北側に開かれた平野部では、国道や幹線道路、鉄道網などが充実しており、周辺市町村の中心部と緊密に連携しています。

古くから結びつきが深く生活圏を形成する周辺市町村とは、一部事務組合、広域連合及び企業団を設置し、消防・救急、ゴミ処理、介護認定審査事務、上水道事業を共同処理するなど、これまでも連携した取組を進めてきました。

日常生活においても、車社会の進展や交通インフラの整備・充実により、通勤・通学、医療、商業など、あらゆる面で住民の行動範囲は、広域的な結びつきを強めてきており、弘前市に集積されている都市機能が周辺にある市町村の住民によって利用されています。

表 人口総数及び昼夜間人口比率

	弘前市	黒石市	平川市	藤崎町	板柳町	大鰐町	田舎館村	西目屋村
人口総数(人)	189,043	38,455	35,336	16,495	16,222	11,921	8,541	1,597
昼夜間人口比率(%)	106.1	95.0	89.2	88.0	90.3	84.2	79.8	95.0

(資料：平成17年国勢調査)

※2005年（平成17年）以前の各市町村数値は合併前市町村を合算した数値。以下同様。

(1) 都市機能の集積・利用状況

① 通勤・通学者状況

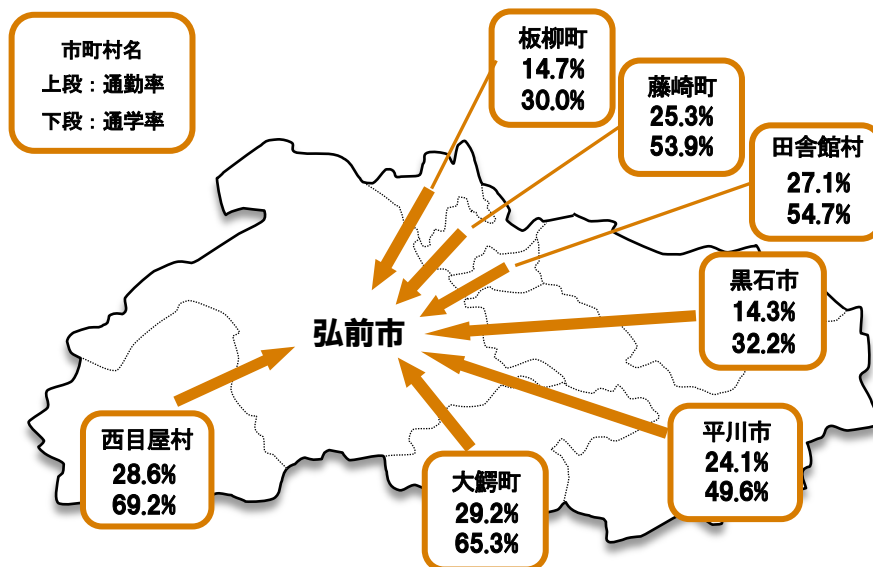
弘前市への通勤・通学者の割合は、周辺7市町村合計で23.2%となっており、全市町村が10%を超えています。特に、平川市、藤崎町、田舎館村は20%代後半、大鰐町、西目屋村は30%を超える高い割合となっています。

表 周辺市町村から弘前市への通勤・通学割合

市町村	※自宅において従事する者の数を除く	常住する就業者・通学者	
		うち弘前市への就業者・通学者	通勤・通学割合
黒石市	21,316人	3,412人	16.0%
平川市	20,219人	5,348人	26.5%
藤崎町	9,362人	2,661人	28.4%
板柳町	9,511人	1,550人	16.3%
大鰐町	6,484人	2,120人	32.7%
田舎館村	4,916人	1,470人	29.9%
西目屋村	923人	347人	37.6%
合計	72,731人	16,908人	23.2%

(資料：平成17年国勢調査)

図 弘前市への通勤率・通学率



(資料：平成 17 年国勢調査)

表 弘前市内の製造業の事業所数及び従業員数（従業者 4 人以上の事業所）

	事業所数		従業者数		
	内従業者 30~299人	内従業者 300人以上		男	女
	192	44	5	8,271人	4,665人 3,606人

(資料：平成 22 年青森県の工業)

表 弘前市内の商店数及び従業員数

	商店数		従業者数		
	卸売業	小売業		卸売業	小売業
	2,503	512	1,991	20,205人	5,547人 14,658人

(資料：平成 21 年経済センサス)

表 弘前市内の高等教育機関

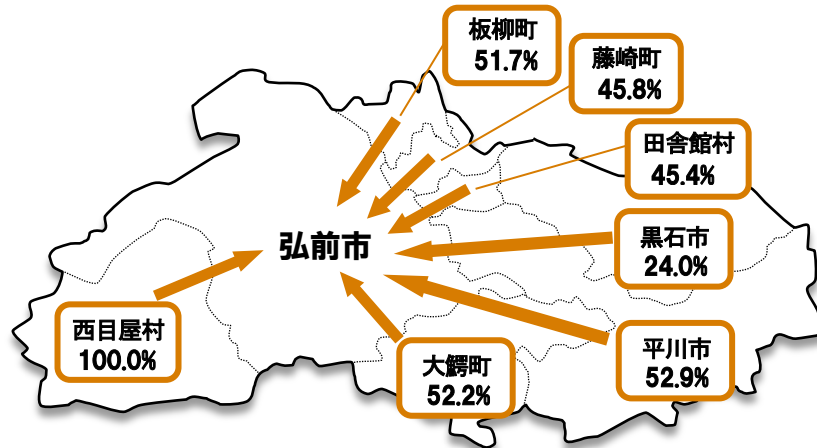
区分	学校数	内 訳 等
大学	4	国立大学法人弘前大学、東北女子大学、弘前学院大学、弘前医療福祉大学
高等学校	10	県立高等学校 6 校、私立高等学校 4 校
短期大学	2	東北女子短期大学、弘前医療福祉大学短期大学部
特別支援学校	4	国立大学法人弘前大学教育学部附属特別支援学校、弘前聾学校、第一養護学校、第二養護学校

② 医療機能

圏域の中核的医療機関である弘前大学医学部附属病院をはじめとして、総合病院が弘前市に集積しており、周辺市町村から多くの入院・受診者が訪れています。

入院患者の依存率は、黒石市以外の市町村が 40% を超える高い割合で、特に西目屋村は 100% となっています。

図 弘前市内の医療施設への入院患者の依存率



(資料：平成20年7月 青森県保健医療計画)

表 弘前市内の医療施設数・病床数 (平成22年10月1日現在)

病院		一般診療所		歯科診療所	合計	
施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	施設数	病床数
18	3,388	184	803	103	305	4,191

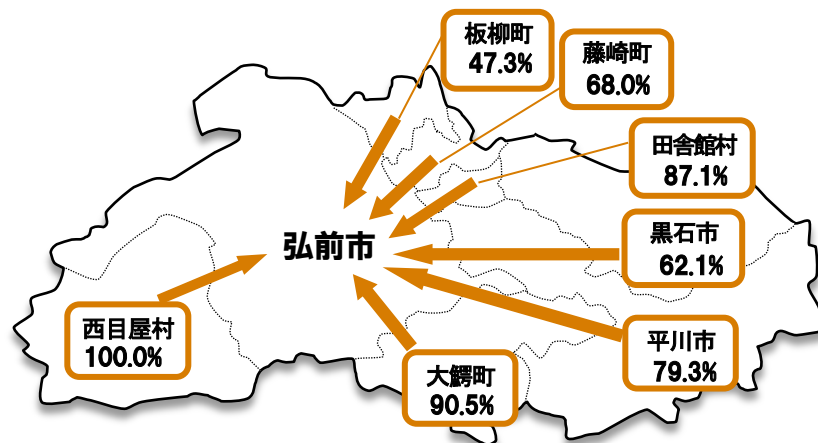
(資料：平成22年青森県保健統計年報)

③ 商業機能

弘前市内の市街地及び郊外には、大規模なデパート、ショッピングセンターが立地しており、圏域を超えて秋田県北部も商圈に入っています。

買回吸収率は、周辺各市町村とも高い割合で、板柳町を除く市町村では60%を超えています。

図 弘前市への消費者購買実態 買回吸収率



(平成18年度消費購買動向による商圈調査報告書)

弘前市内の大規模小売店舗

店舗床面積 10,000㎡以上	さくら野弘前店、イトーヨーカ堂弘前店、中三弘前店、城東タウンプラザ、イオンタウン樋の口、安原ショッピングセンター (このほか店舗床面積1,000㎡以上の店舗 35店舗 平成24年3月現在)
--------------------	---

(資料：弘前市 平成24年度商工観光概要)

④ その他の都市機能

■ 交通ネットワーク

公共交通機関は、JRが藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村とつながっており、弘南鉄道、弘南バスが弘前市を中心に周辺市町村を結んでいます。

道路網も国道2路線のほか高い規格の道路が各市町村とつながっています。

公共交通	JR 奥羽本線 3 駅 弘南鉄道弘南線 4 駅、大鰐線 11 駅 弘前バスターミナル
都市間バス	弘前⇄盛岡、仙台、東京、横浜
路線バス	弘南バス 105 路線
高速道路	東北自動車道 大鰐弘前 IC
国道	国道 7 号、国道 102 号

■ 金融機関

地方銀行、信用金庫、農業協同組合など各種金融機関の本店・支店が、弘前市内に集積しています。

銀行等	青森銀行、みちのく銀行、秋田銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、東北労働金庫、つがる弘前農業協同組合、津軽みらい農業協同組合、相馬村農業協同組合、日本政策金融公庫 各本支店 68 店舗
証券会社	SMBC フレンド証券弘前支店

■ 国及び県の機関

国及び県とも圏域を管轄する機関が幅広く弘前市に配置されています。

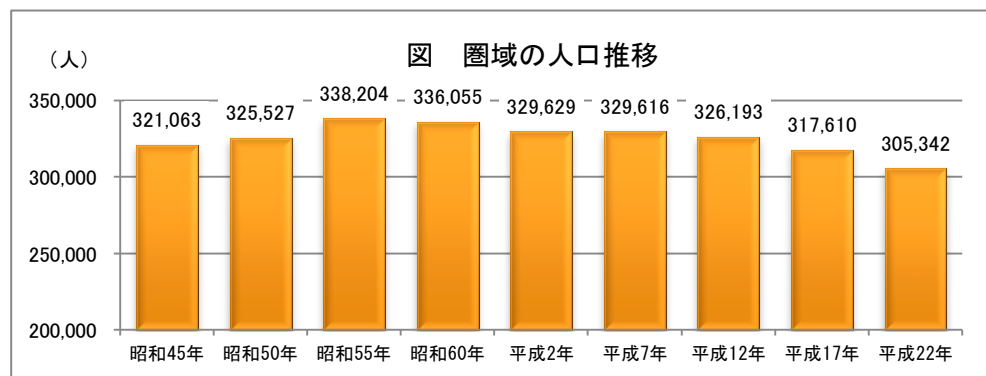
国の機関	青森地方裁判所弘前支部、青森地方法務局弘前支局、弘前税務署、弘前労働基準監督署、弘前公共職業安定所、弘前年金事務所、青森河川国道事務所弘前国道維持出張所、北奥羽土地改良調査管理事務所、津軽森林管理署、陸上自衛隊弘前駐屯地
県の機関	中南地域県民局（弘前保健所、中南地方福祉事務所、弘前児童相談所を含む）、弘前高等技術専門校、中南教育事務所、弘前警察署、青森県運転免許センター弘前試験場、青森県産業技術センター弘前地域研究所

4 人口等の推移

(1) 人口

平成22年国勢調査における構成8市町村の人口は305,342人で、平成17年に比べ12,268人(3.9%)減少しています。

構成市町村すべてにおいて人口が減少しており、平成17年との比較では、特に、大鰐町(人口減少率7.9%)、板柳町(同6.1%)、黒石市(同6.0%)の順で人口減少率が高くなっています。



(資料：国勢調査)

表 市町村別人口推移 (単位：人)

	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
弘前市	174,644	181,565	192,291	192,989	191,217	194,197	193,217	189,043	183,473
黒石市	37,690	38,796	40,755	40,501	39,213	39,004	39,059	38,455	36,132
平川市	39,360	38,846	38,979	38,932	37,948	36,876	36,454	35,336	33,764
藤崎町	18,355	17,601	17,787	17,620	17,139	16,940	16,858	16,495	16,021
板柳町	19,901	18,999	19,215	18,504	17,766	17,320	16,840	16,222	15,227
大鰐町	16,724	16,307	16,312	15,313	14,751	13,990	12,881	11,921	10,978
田舎館村	10,062	9,983	10,053	9,722	9,370	9,151	8,835	8,541	8,153
西目屋村	4,327	3,430	2,812	2,474	2,225	2,138	2,049	1,597	1,594

(資料：国勢調査)

(2) 年齢別人口

年齢別人口推移をみると、昭和55年から平成22年まで一貫して少子化・高齢化が進行しています。

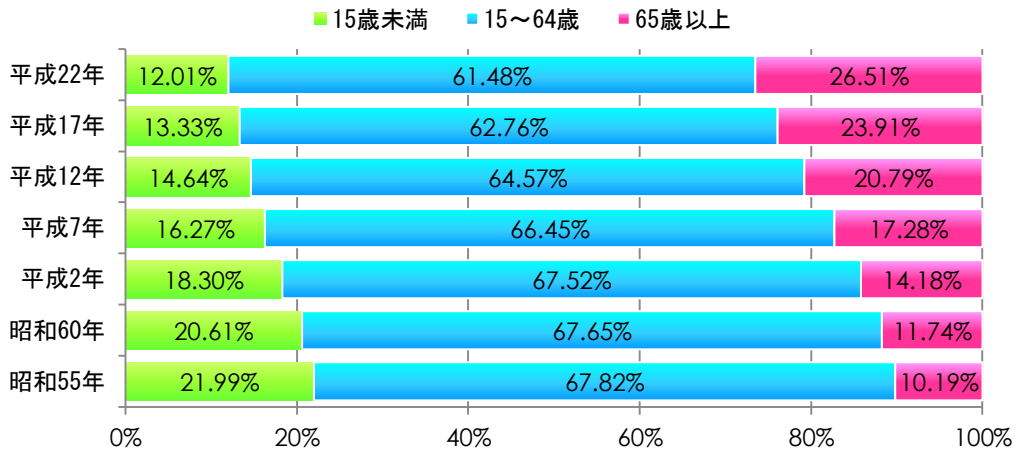
年少人口は減少傾向が続いており、昭和55年に比べ人数、割合ともに約半分に減少しているのに対し、老年人口は人数、割合ともに2倍を超えて増加しています。また、生産年齢人口は昭和55年に比べ、人数が42,966人(18.7%)の減少、割合が約6%減少と他の年齢2区分と比較すると変化は少ない状況にあります。

表 圏域の年齢3区分人口（単位：人）

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
0～14歳 (年少人口)	74,373	69,256	60,294	53,562	47,736	42,313	36,427
15～64歳 (生産年齢人口)	229,372	227,330	222,425	218,820	210,577	199,307	186,406
65歳以上 (老年人口)	34,459	39,465	46,720	56,897	67,789	75,929	80,363

(資料：国勢調査)

図 年齢3区分人口割合の推移



(資料：国勢調査)

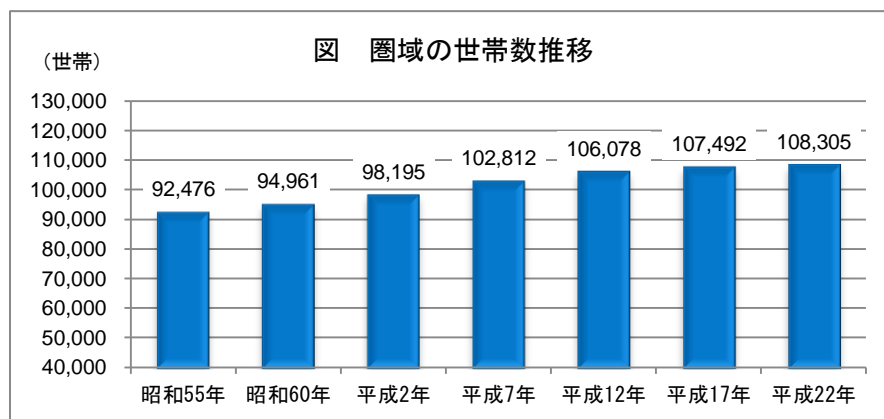
(3) 世帯

本圏域の平成22年の世帯数は、人口の増減動態にかかわらず増加傾向にあります。

ただし、黒石市、平川市、板柳町、大鰐町は、平成17年に比べ減少しており、特に黒石市、平川市、板柳町は、それまでの増加傾向から減少に転じています。

また、一世帯当たりの世帯人員の推移をみると核家族化の傾向が顕著に表れており、昭和35年に5.21人だったものが、平成2年では3.38人、平成12年では3.10人、平成22年では2.75人と本圏域内でも確実に核家族化が進んでいます。

近年の傾向として、高齢者の1～2人世帯の増加が大きな要因となっていると考えられます。



(資料：国勢調査)

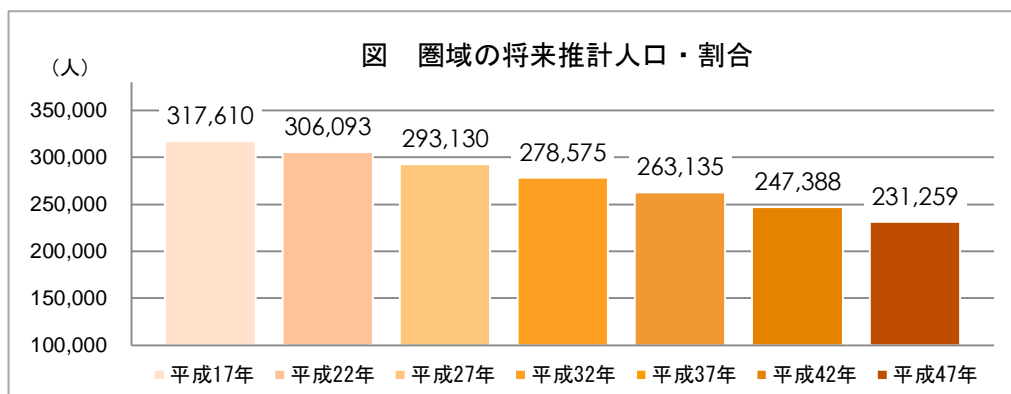
表 市町村別世帯数推移（単位：世帯）

	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
弘前市	45,942	51,243	56,933	58,921	61,807	66,003	68,296	69,251	70,142
黒石市	8,869	9,645	10,307	10,673	10,775	11,074	11,637	11,843	11,794
平川市	8,400	8,805	9,192	9,449	9,556	9,533	9,826	10,074	10,063
藤崎町	3,892	3,989	4,172	4,228	4,316	4,458	4,626	4,844	4,912
板柳町	4,471	4,555	4,660	4,693	4,764	4,795	4,828	4,858	4,770
大鰐町	4,102	4,141	4,267	4,086	4,065	4,021	3,921	3,794	3,648
田舎館村	2,162	2,257	2,290	2,286	2,287	2,313	2,343	2,402	2,406
西目屋村	964	791	655	625	625	615	601	469	570

（資料：国勢調査）

（４）圏域の将来推計人口

平成20年12月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計結果によると、このまま推移した場合、平成47年の本圏域人口は、平成17年と比較して、86,351人（27.2%）減少するとしています。



（資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」（平成20年12月推計））

表 圏域の将来推計人口（単位：人）

	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
弘前市	189,043	182,970	175,922	167,777	158,920	149,715	140,209
	100.0	96.8	93.1	88.8	84.1	79.2	74.2
黒石市	38,455	37,346	36,010	34,460	32,822	31,124	29,318
	100.0	97.1	93.6	89.6	85.4	80.9	76.2
平川市	35,336	33,931	32,370	30,665	28,887	27,109	25,297
	100.0	96.0	91.6	86.8	81.7	76.7	71.6
藤崎町	16,495	15,925	15,252	14,524	13,777	13,030	12,271
	100.0	96.5	92.5	88.1	83.5	79.0	74.4
板柳町	16,222	15,446	14,626	13,744	12,838	11,954	11,082
	100.0	95.2	90.2	84.7	79.1	73.7	68.3
大鰐町	11,921	10,905	9,966	9,024	8,104	7,240	6,435
	100.0	91.5	83.6	75.7	68.0	60.7	54.0
田舎館村	8,541	8,163	7,752	7,310	6,858	6,411	5,955
	100.0	95.6	90.8	85.6	80.3	75.1	69.7
西目屋村	1,597	1,407	1,232	1,071	929	805	692
	100.0	88.1	77.1	67.0	58.2	50.4	43.3
圏域合計	317,610	306,093	293,130	278,575	263,135	247,388	231,259
	100.0	96.4	92.3	87.7	82.8	77.9	72.8

（資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」（平成20年12月推計））

5 東日本大震災を受けて

■ 明らかになった課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、巨大な地震と津波によって、東日本の太平洋沿岸が全域的に大きなダメージを受けました。

青森県を含め、東日本の物流・産業の拠点は太平洋側に集中しており、この拠点が被災した場合、経済活動等の停滞を招き、その影響が非常に大きく長期に及ぶことを経験しました。

交流・物流を含めた社会基盤の在り方、エネルギー政策の在り方、防災対策の在り方、被災した地域への支援など多くの課題が明らかとなり、物流拠点の分散化、日本海地域への産業の再配置、鉄道貨物ルート为重層化、港湾整備の必要性などが再認識されました。

■ 地域経営の在り方

東日本大震災による大きな打撃によって、国土計画の在り方や食料・エネルギーの安全保障なども含めた、戦後最大の危機に直面したこと、これは大きな歴史的転換点をもたらしました。

安心・安全な食料、自給できるエネルギーといった観点から、外部環境の変化に大きく影響されないような地域をつくりあげることが、地域の自立や連携が確かなものとなり、真に持続可能な地域の創造につながっていくものと考えられます。

今回の大震災を受けて、地方圏がこの危機に立ち向かうためには、それぞれの地域が持っている社会資本はもちろん、自然や風景、歴史、文化、生活、人材などの地域資源を掘り起こして、これらを今日の経済・社会システムの中で活用できるように政策的な展開を図る、新たな「地域経営の在り方」が求められます。

6 生活機能

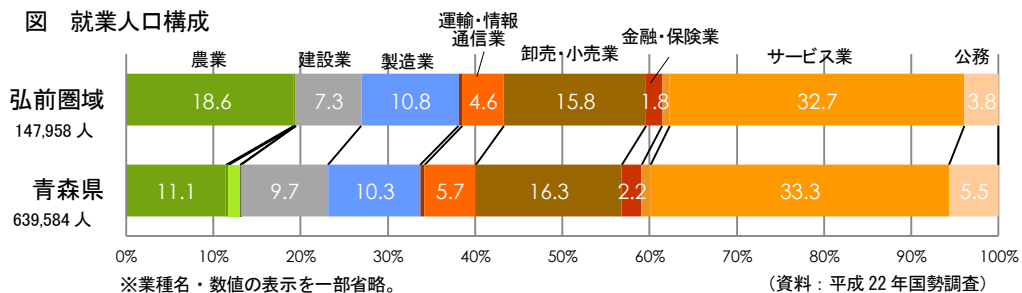
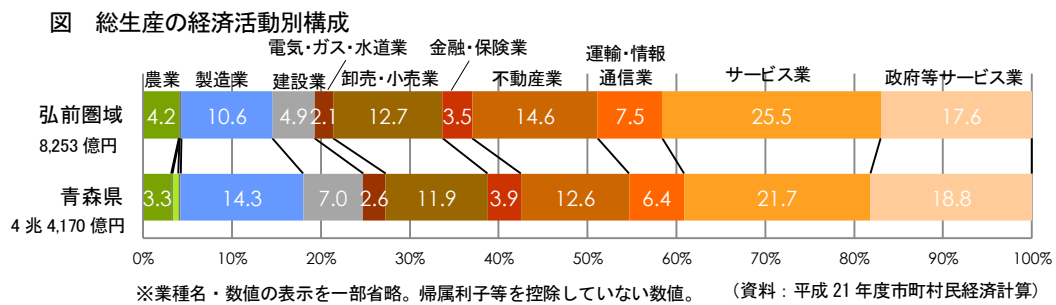
(1) 産業

本圏域は、戦前戦後を通じて今日まで米とりんごを中心とした農業が発達し、主要な食料産地としての役割を担ってきました。

現在の産業構造は、生産額・就業人口とも第3次産業の占める割合が非常に高く、次いで第2次産業、第1次産業の順となっておりますが、第1次産業の比率は全国及び県に比べても高い割合であり、そのほとんどを占める農業は、産業全体に占める比率が年々低下傾向にあるものの依然として高い水準にあります。

また、第1次産業から第3次産業の個々の産業は、全く独立しているものではなく、地域の生産・加工品が産地直売所などを通して、その地域で販売・消費される地産地消のように、農産物の生産（第1次産業）、食品加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）がそれぞれ結びついて活動しています。地域の基幹産業である農業と商業・工業等の産業間がさらに連携し、地域資源を積極的に活用した付加価値の高い製品の開発が今後の課題となっています。

さらに、観光面においても、地域産業を活かした誘客や観光客の増加に伴う販売需要の拡大など、他の産業との相乗効果による地域活性化が期待されます。



■ 農業

農業は、これまで米とりんごを中心に本圏域を支えてきた重要な産業であります。

しかし、農業を取り巻く環境は大きく変化しており、農業者の高齢化や後継者不足による就業人口の減少、輸入農産物の増大といった課題に加え、近年では、国内外を問わない産地間競争の激化、「食」の安全・安心や健康志向といった消費者ニーズの多様化などに対応するため農業経営の効率化・高度化による生産性の向上、農業収益の拡大が喫緊の課

題となっています。

また、近年、弘前市・西目屋村地域において、猿による農作物被害が後を絶たず、両地域の被害額の合計が1,000万円を超えるなど、その被害は深刻化している状況にあり、両地域が連携して対策を講じていく必要があります。

さらに、国土や自然環境の保全などの多面的機能の発揮、農地・水・担い手等の生産要素の確保などが求められており、農業を取り巻く課題は農業という産業の枠組みを越え、その解決には農業を支える地域全体の活性化が不可欠になっています。

表 弘前市及び西目屋村の猿による農作物被害の状況

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
弘前市	17,219	15,503	11,872	9,853	10,005
西目屋村	3,689	2,848	5,167	1,370	3,886
計	20,908	18,351	17,039	11,223	13,891

(資料：青森県食の安全・安心推進課まとめ)

表 弘前市及び西目屋村の主な猿対策事業

年度	弘前市	西目屋村
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ハンターによる追い払い及び捕獲 猿害防止対策ネットの配置 	<ul style="list-style-type: none"> 巡視員による追い払い及び捕獲 電気柵修繕資材無償提供 ロケット花火無償提供
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ハンターによる追い払い及び捕獲 電気柵の設置 追い払い講習会等の開催 先進地視察 	
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ハンターによる追い払い及び捕獲 電気柵の設置 	
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> 箱わな等の捕獲機材の導入 追い払い用品や忌避剤の配布 	
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ハンターによる追い払い及び捕獲 電気柵の設置 追い払い用品や忌避剤の配布 捕獲奨励金制度の実施 	

■ 工業

本圏域の工業は、経済の安定成長期以降、事業所、従事者、出荷額とも増加傾向が続き、経済の発展に寄与してきました。特に、これまでの企業誘致活動による工場立地が、圏域経済の活性化に大きく寄与しているとうかがわれます。

平成13年以降、圏域全体の製造品出荷額は減少傾向にあり、平成22年はやや持ち直しの動きがみられたものの、急激な円高や新興国の低賃金等を背景に、工場の海外移転や国内での地域間競争が激化しており、製造業を取り巻く環境は今後ますます厳しくなっていくものと予想されます。

また、不安定な経済情勢を反映して国内への企業立地が低調に推移していることから、工業団地など新たなインフラ整備に着手することができない状況となっています。

しかしながら、製造業の活性化を図るためには、圏域市町村が連携して企業立地を推進していかなければなりません。

そのためには、立地可能な用地への誘致活動のほか、各市町村の空き工場などの情報収集を行い、受け皿を確保するとともに、立地環境、雇用環境の積極的なPRを進めていく

必要があります。

■ 商業・サービス業

本圏域の商業は、商業統計調査によると、商店数は昭和60年以後減少傾向に転じており、依然、減少に歯止めがかかっていない状況が続いています。従業者数についても、平成19年調査以降は減少に転じており、雇用機会が狭まり、景気が停滞していることをうかがわせています。

これまで、本圏域の商業・サービス業は、弘前市と黒石市を中心に発展してきましたが、近年は大型店の進出により、周辺町村においてもその集積が高まっています。

これら大型店の進出により、中心市街地や商店街の空洞化が進んでおり、各市町村において効果的な対応策に苦慮している状況です。このため、消費者ニーズの変化への対応や、観光分野との連携など、商業者や各種団体、行政等が一体となった積極的な取り組みを、引き続き進めていく必要があります。

■ 観光

本圏域は、歴史的文化遺産や四季それぞれのまつりを有する弘前市をはじめ、各市町村とも特徴的な観光資源を抱えています。

車社会化や個性的余暇利用、高速交通体系の整備などにより、観光地への遠隔地移動が容易になるとともに、平成22年12月の東北新幹線新青森駅開業により、首都圏からのアクセスが大きく向上し、圏域の観光関連産業にとって最大のビジネスチャンスが訪れています。

近年の観光に対する国民的志向は、単に観光地を巡る「見る」観光から、旅行先で「体験・滞在する」観光へと変化しており、本圏域の自然や四季の移ろい、安全・安心な農産物、地域文化・生活文化、歴史などの地域資源など、訪問者に全身で満喫してもらう新しい観光の形としてグリーン・ツーリズムを推進するとともに、コンベンション誘致による都市型ツーリズムの展開も考えていかなければなりません。

また、弘前市では、観光振興アクションプログラムに基づき、函館との広域連携を促進することとしており、北海道新幹線新函館駅開業を見据えて、両市が連携して観光振興を図り、広域観光エリアの確立に向けて具体的に取り組んでいくこととしております。

さらに、平成5年に世界遺産登録された白神山地など、自然景観をはじめ、当地域の都市景観、農村景観などを効果的に保全・創造し、美しい景観づくりを推進していく必要があります。

併せて、当地域の課題である冬季観光についても、ひとつの資源として情報発信していく必要があります。

(2) 医療

本圏域における医療施設、医療従事者及び病床数は、人口10万人比でいずれも県平均を上回っており、医療サービスの水準は全般的に高く、弘前大学医学部附属病院を核とした医療施設群は、津軽一円、青森県及び北奥羽を含めた広域医療の中核としての役割を担っています。

しかし、無医地区の存在など地域格差は大きく、広域的な保健医療体制の充実を図る必要があります。

救急医療については、昭和62年4月に、休日と夜間の小児科と内科による「弘前市急患診療所」を弘前総合保健センター内に設置しています。休日在宅医療では、眼科、耳鼻咽喉科、歯科のほか、平成23年度から外科系を加えて実施しています。また、弘前市内の病院で輪番制方式により第2次救急医療を実施するとともに、平成22年7月に、第3次救急医療施設として弘前大学医学部附属病院高度救命救急センターが開設され、重篤な救急患者の医療を担当しています。

平成18年1月からは、子どもの急病に対応するため、広域小児救急体制が始まり、第1次救急は、「弘前市急患診療所」を活用し、第2次救急は、輪番制方式により津軽地域の5病院が毎日交代で対応しています。さらに重篤の患者は、弘前大学医学部附属病院が24時間体制で第3次救急を受け持ち、小児科医による診療体制を広域で確保しています。

また、昭和61年11月に、救急患者を受け入れる医療機関と搬送する消防機関をコンピュータで直結した青森県救急医療情報システムが導入されましたが、情報機器による住民の健康管理や医療機関相互の連携・迅速化を図るため、医師会及び関係医療機関等の協力のもとに、広域的な地域保健医療情報システムの確立を検討していく必要があります。

表 病院・一般診療所・医師の状況

	病 院									一般診療所		人口10万人当たり 病床数	医 師	
	施 設 数			病 床 数						施設数	病床数		実数	人口10万人当たり 医師数
	精神	一般		精神	感染症	結核	療養	一般						
弘前市	18	3	15	3,388	705	6	-	348	2,329	184	803	2,284	791	431.1
黒石市	3	1	2	696	193	-	-	60	443	23	80	2,148	64	177.1
平川市	2	-	2	163	-	-	-	128	35	15	48	625	29	85.9
藤崎町	1	-	1	149	-	-	-	46	103	9	38	1,167	20	124.8
板柳町	1	-	1	87	-	-	-	32	55	6	74	1,057	9	59.1
大鰐町	1	-	1	120	-	-	-	-	120	7	-	1,093	10	91.1
田舎館村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	19	233	2	24.5
西目屋村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
圏域計	26	4	22	4,603	898	6	-	614	3,085	248	1,062	1,855	925	302.5
県総数	104	16	88	18,494	4,577	20	76	2,868	10,953	932	3,744	1,620	2,636	191.9

(資料：平成22年青森県保健統計年報)

(3) 福祉

■ 児童福祉

近年、子どもを巡るさまざまな問題が深刻化するなか、社会全体で子どもと子育て家庭を支える環境づくりが喫緊の課題となっています。また、子どもの自主性や社会性を育み、心身共にたくましい、健やかな成長を図ることが重要となっています。

子どもを心身共に健全に育成していくためには、遊びの場の整備や遊び活動の充実、非行防止のための指導・相談体制の充実などを図り、家庭、学校、地域、企業、行政等が連携・協力し、子どもがたくましく豊かに育つ環境を確保していかなければなりません。

また、急速な少子化の進行に歯止めを掛けるためには、さまざまなニーズを持つ子育て家庭に適切な支援をすることが重要であり、ワーク・ライフ・バランスの実現による仕事と子育ての両立支援や、地域社会全体で子育てを見守り、支え合う体制を整えるなど、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

■ 高齢者福祉

一方、急速な高齢化が全国的に進行しており、本圏域においても65歳以上人口の割合は、平成22年国勢調査の結果では約26%に及び、確実に高齢化が進んでいる状況で、介護の問題が老後の最大の不安要因となっています。

介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが安心して受けられるよう、平成12年4月1日から介護保険制度が始まりましたが、本圏域では、制度開始に先立って、津軽広域連合において、要介護状態区分の判定を行う介護認定審査会を設置しており、圏域の審査判定業務を一括して行っています。

高齢者福祉対策は、国・県・市町村などが一体となって推進していかなければなりません。高齢者が「できない」ことより「できる」ことに目を注ぎ、可能性を十分に発揮できるような機会を提供していくことが重要であります。また、社会参加促進のため、高齢者が安心して生活できるようなまちづくりに取り組んでいく必要があります。

(4) 教育

■ 義務教育

近年、少子化による学校規模の縮小化と合わせて、市街地の伸展に伴う人口移動によって、市街地周辺の児童生徒数が増加する一方、市街地中心部・農村部では減少傾向にあり、通学区域の改編や校舎の増築、学校統合の検討が必要となっています。

さらに、一部の自治体では、児童生徒数の減少により、自治体単独での教育環境の維持が困難な状況になっており、その対策が喫緊の課題となっています。

義務教育には、児童生徒の人間としての調和のとれた人格形成を目指し、その充実を図るため、単に知識や技術の習得だけではなく、社会の変化に主体的に対応できる能力や、

創造性の基礎を培う教育を重視するとともに、児童生徒の多様な個性が活かされ、自ら学ぶ意欲と主体的な学習の仕方を身につけることが求められています。

少子・高齢化や核家族化の進行、地域の連帯感の希薄化など地域社会が変化するなか、地域の教育力の低下が懸念されており、学校・家庭・地域社会などさまざまな主体が連携しながら、地域が一体となって地域の教育力を高めるとともに、地域に暮らす人々が、子どもたちの教育活動や社会参加活動に関わり、結果として魅力ある地域づくりへとつながるようなネットワークの構築などを推進する必要があります。

表 小中学校数・学級数・児童・生徒数の状況

区 分	小 学 校					中 学 校				
	学校数	学級数	児童数			学校数	学級数	生徒数		
			計	男	女			計	男	女
弘前市	37	396	8,629	4,485	4,144	16	172	4,685	2,393	2,292
黒石市	10	89	1,968	991	977	4	44	1,177	620	557
平川市	11	85	1,709	848	861	5	38	957	497	460
藤崎町	3	34	808	396	412	2	18	438	224	214
板柳町	4	37	742	364	378	1	15	435	211	224
大鰐町	4	28	452	220	232	1	10	279	137	142
田舎館村	1	15	371	192	179	1	8	213	128	85
西目屋村	1	6	54	24	30	1	5	31	15	16
圏域計	71	690	14,733	7,520	7,213	31	310	8,215	4,225	3,990

(資料：平成23年度学校基本調査)

■ 高等教育

本圏域は、弘前大学をはじめ高等教育機関が集積し、青森県のみならず北奥羽の学術拠点となっています。

その中心である弘前大学は、平成16年4月から国立大学法人へ移行されたことに伴い、教育研究や地域貢献等への柔軟な対応が求められています。本圏域としても、長期的展望に立った弘前大学の発展のため、強固な連携体制を築く必要があります。

また、各高等教育機関が持つ研究成果などの知的資源及び学生などの人的資源を地域社会に活かすために、本圏域に所在する6大学により設立された「学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム」との連携を推進していく必要があります。

※学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム

高等教育機関のさらなる魅力と質の向上を高めるとともに、教育・文化・観光産業・医療の振興などの分野を通じて、地域の自立と発展に向け一層の貢献を図っていくことを目指し、市内の6高等教育機関の連携により平成19年10月22日に設立された組織

(5) 文化

■ 文化財保存

本圏域には、長い歴史の中で、今日まで保存継承されてきた有形・無形の数多くの文化遺産があり、国指定等文化財が94件、県指定文化財が80件、市町村指定が307件となっています。(平成23年4月1日県教育委員会集計)

しかし、生活様式の近代化等により環境が著しく変化し、遺跡や歴史的建造物、風習等が失われていくことが懸念されます。

貴重な観光資源でもある文化財に対する住民の理解と保護意識高揚のためには、身近な存在として感じてもらえる施策の展開、情報発信に努める必要があります。

そして、保存継承はもとより、積極的に活用・公開することが必要となっています。

表 文化財の指定状況

区分	国指定文化財等						県指定文化財	市町村指定文化財	合計
	指定文化財	選定	登録	記録選択	重要美術品旧法	計			
弘前市	28	1	10	2	1	42	54	141	237
黒石市	2	1	2	0	0	5	10	34	49
平川市	2	0	40	0	0	42	9	75	126
藤崎町	0	0	0	0	0	0	2	13	15
板柳町	0	0	0	0	0	0	2	15	17
大鱈町	1	0	0	0	0	1	1	15	17
田舎館村	1	0	0	0	0	1	2	10	13
西目屋村	0	0	0	0	0	0	0	4	4
複数の市町村	2	0	0	1	0	3	0	0	3
圏域計	36	2	52	3	1	94	80	307	481

(資料：平成23年度青森県の文化財保護行政)

■ 芸術・文化

本圏域では、各種文化施設を拠点として数多くの芸術文化団体が活発な活動を展開し、地域文化の向上に努めています。

文化の担い手は住民であるため、活動団体への支援や実技講座の拡充を図るなど、新たな地域文化の創造に努めていく必要があります。

(6) 環境

■ 生活環境

- 上水道は、昭和63年11月から浅瀬石川ダムを水源とする津軽広域水道企業団が給水を開始し、平成7年には久吉ダム広域水道事業が完了し、給水を開始しています。

現在建設中の津軽ダムには、岩木川流域に広がる津軽平野の治水、かんがい用水・水道用水・工業用水の供給、発電という大きな役割が期待されています。

- 下水道は、汚水処理施設の整備が年々向上し、青森県全域の整備率と比較しても整備が進んでいる状況にあります。

岩木川の水質を保全しつつ生活環境を改善するため、岩木川中流部の6市町村の汚水を広域的に処理する岩木川流域下水道事業が、昭和54年に採択され事業が進められてきましたが、平成2年度に5町村を追加し、現在は8市町村（合併後の市町村数）で事業を進めています。また、昭和62年度に下水道の中心施設である岩木川浄化センターが完成し、一部供用を開始しています。今後とも、各市町村の下水道整備は、岩木川流域下水道事業との連携が特に重要となっています。

- ごみ処理のため圏域内には、弘前市を中心とする弘前地区環境整備事務組合（構成6市町村）と黒石市を中心とする黒石地区清掃施設組合（構成5市町村）の2つの一部事務組合があり、広域処理を行っています。

平成13年4月に廃棄物処理法が大幅に改正施行され、最終処分場のひっ迫、不法投棄、ダイオキシン等の様々な問題への対応が強化されました。

圏域の市町村（一部事務組合）においても、処理能力の強化や収集体制の一層の効率化を図るとともに、処理施設の延命化や生活環境の保全のため、長期的展望に立った適正処理の確保に努めています。

- し尿及び浄化槽・農業集落排水汚泥は、弘前地区環境整備事務組合、黒石地区清掃施設組合により処理が行われています。総量が衛生処理されており、汲み取り収集量は、今後の下水道や合併浄化槽の普及、さらには農業集落排水事業の進捗により、減少していくものと推測されます。

しかし、両組合共に施設の老朽化が著しく、処理能力が低下しており、処理能力の強化を図るため、施設の改築・更新が懸案となっています。

- 近年、著しく増加しているカラス被害に対し、弘前市が平成22年度よりエサ断ちや追い払いなどをはじめとした本格的な対策を実施しているところです。

カラスの増加に伴うごみの食い散らかしや道路のふん害など、市内の環境美化に影響を与え、黒石市においても影響が出てきていることから、両市で合同個体数調査を行い被害や生態を検証し把握するなど、連携によるカラス対策が必要となっています。

表 弘前市におけるカラスの状況

(単位：羽)

	平成20年度		平成21年度		平成22年度			平成23年度			
個体数	約2,700		約2,700		約2,500		5,252	4,023	5,922	2,422	4,415
調査実施日	平成21年1月9日		平成22年2月10日		平成22年2月17日		平成23年1月29日	平成23年1月30日	平成23年2月26日	平成24年1月28日	平成24年2月18日
調査場所	代官町		本町・相良町		弘前公園周辺			鍛冶町周辺	大町周辺	末広1丁目周辺	

(資料：弘前市調査データ)

表 弘前市の主なカラス対策事業

年度	事業内容
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所への黄色防鳥ネット設置 ・弘前公園桜並木へのテグス設置
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所への黄色防鳥ネット設置 ・弘前公園桜並木へのテグス設置 ・光による追い払いの実施 ・庁内検討会議の開催 ・市の広報誌における情報提供
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所への黄色防鳥ネット設置 ・高層建物へのテグス設置 ・光による追い払いの実施 ・庁内検討会議の開催 ・カラス対策連絡協議会の開催
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所への黄色防鳥ネット設置 ・高層建物へのテグス設置 ・光や音による追い払いの実施 ・追い払い道具の貸出 ・カラス対策連絡協議会の開催 ・先進地視察 ・世論調査の実施

■ 自然環境

本圏域は、津軽のシンボル岩木山をはじめ、世界自然遺産である白神山地、南八甲田等から連なる豊かな森林地帯に囲まれており、その輪の中に、岩木川水系の河川が潤す水田、りんご園が広がる豊かな自然環境に恵まれています。

一方、環境問題の影響は、年間の平均気温が確実に上昇していることや、酸性雪が確認されているなど、本圏域においても危惧されています。

自然環境は貴重な資源であり、よりよい環境を次世代に継承していくことは、今生きている私たちの義務であることから、この豊かな自然環境を保護するとともに自然環境に配慮した活用を図って、自然と人間が調和した環境を整備していく必要があります。



岩木山



白神山地

(7) 地域防災

本圏域は、岩木山、白神山地、南八甲田等の山地に囲まれ、その中を、岩木川、浅瀬石川、平川などの大小河川が貫流しています。

その環境は、圏域住民に潤いを与える反面、水害や土砂災害などの災害による被害を受ける可能性が常にある地域であることを示しています。

過去には、昭和33年、50年、52年の岩木川、土淵川、寺沢川などの水害や急傾斜地区等の土砂災害のほか、平成3年の台風第19号、平成16年度、17年度の豪雪など様々な災害に見舞われています。

昭和58年5月26日の日本海中部地震では、弘前市で震度5を観測し、圏域の建物等が被害を受ました。

各機関の研究によると、今後も太平洋沖、日本海沖の地震発生が想定されており、本圏域においても大きな被害を受ける可能性は十分にあると思われます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、停電や流通経路等の被災により生活物資の供給量が著しく低下し、圏域住民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼしました。この震災は、我が国の防災対策等を根本的に見直す転換点となった災害であり、私たちに自然の脅威を改めて知らしめるとともに、避難、情報収集・伝達や備蓄体制などに関する課題を突き付けた災害であります。また、同時に、あらゆる災害に常に備えておく体制が不可欠であることを実感させられた災害でもあります。

今後は、本圏域に多くの被害をもたらした過去の風水害、土砂災害、雪害などから得られた教訓に加え、東日本大震災において課題となった情報収集・伝達体制や避難体制の充実強化、備蓄体制の整備に努める必要があります。

また、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」、そして「公助」の主体である「住民」、「地域」、「行政」がそれぞれの役割をしっかりと担いつつ、相互に連携・協働した防災・減災対策を進め、災害によるリスクの少ない圏域を創出していかねばなりません。



岩木川洪水（昭和33年8月）



土淵川洪水（昭和50年8月）



弘前市総合防災訓練

7 結びつきやネットワーク

(1) 交通ネットワーク

■ 鉄道

圏域内を通る鉄道は、J R 奥羽本線及び五能線と、弘南鉄道大鰐線及び弘南線があります。

J R 奥羽本線・五能線は、青森市～本圏域～秋田方面を結ぶ重要な輸送幹線であるため、長年にわたり川部～青森間の複線化を要望しておりますが、現状では、昭和59年の大釈迦トンネルの供用にとどまっています。

また、平成22年12月に新青森駅が開業され、二次交通の充実が求められておりますが、J R 奥羽本線・五能線は、強風や豪雪によるダイヤの乱れが多く、新幹線との接続に支障をきたすという不満の声が出ております。

このことから、J R 両線の災害に備えた機能向上、スムーズな乗り継ぎの確保及び待合環境の向上を図るために、その実現手法の検討や利用意識の醸成に向けて、地域とJ R が連携して取り組む必要があります。

弘南鉄道は、圏域中心都市である弘前市とのアクセス手段に大きな役割を果たしていますが、モータリゼーションと少子化の進展並びに人口減少に伴い、利用者が減少していることから、ほかの公共交通機関との接続改善や利用環境の向上等により、利便性を向上させることが望まれます。

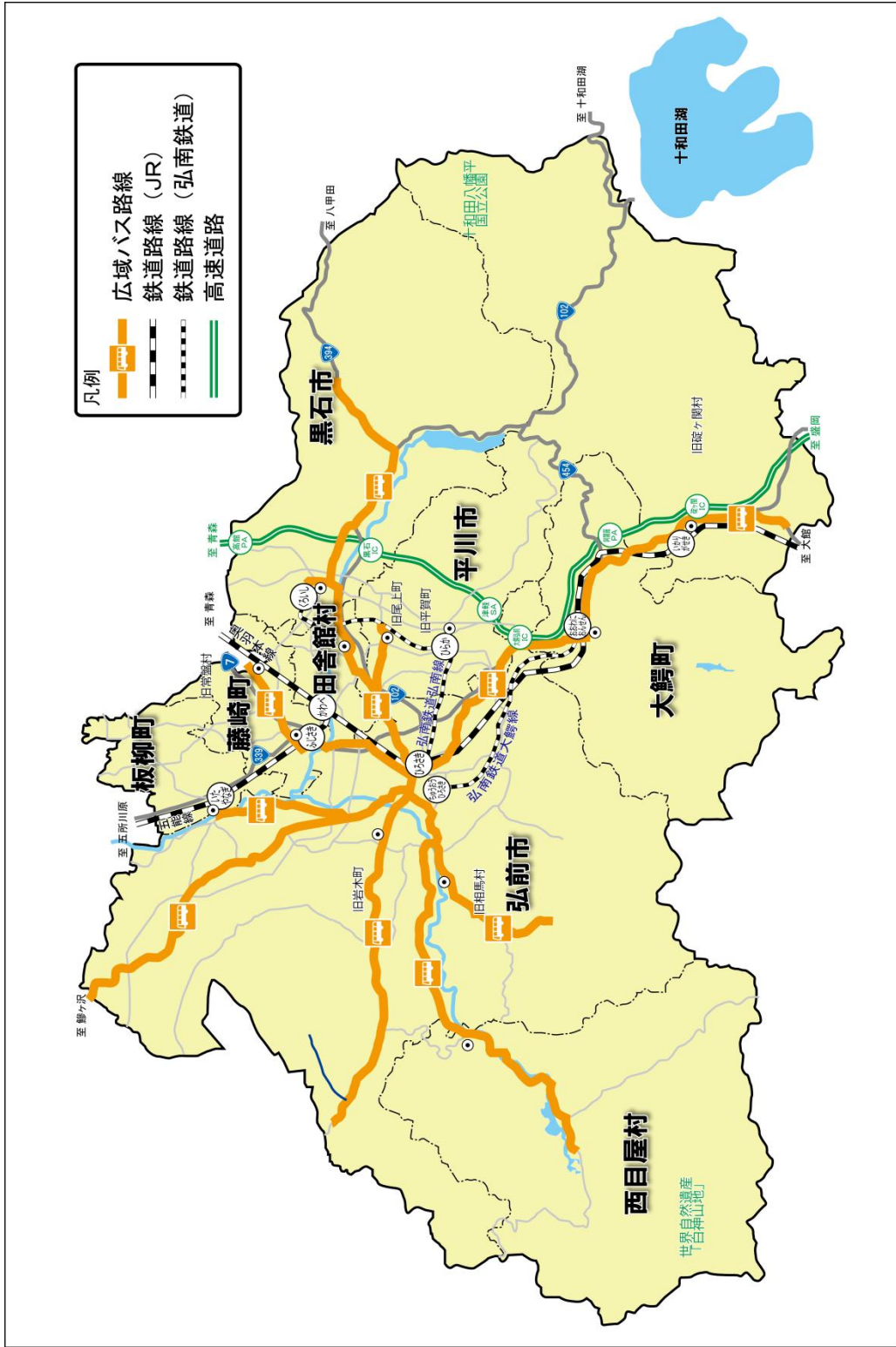
■ バス

圏域内のバス路線については、弘南バスが国道、主要地方道、一般県道及び市町村幹線道を中心に圏域の大部分をカバーしています。

圏域内における路線バス利用者は、自動車保有率の増加、少子化の進展や人口減少に伴い、長期にわたって減少が続いており、現状の公共交通体系を維持することが困難となってきました。

そのため、交通弱者対策の生活交通の確保を中心に、路線バスの実情を調査検証するとともに、公共交通の利便性向上に向けた効果的かつ効率的な運行について、総合的な調整を図りながら、圏域内の公共交通ネットワークの再構築や利用促進に向けて、公共交通事業者と連携して取り組んでいく必要があります。

図 圏域内の公共交通網



(作成：弘前市企画課 平成 23 年 12 月 31 日現在)

8 地域づくりを担う人材育成

(1) 住民活動及び協働

少子高齢化が進行する中で、防火・防犯や雪対策など地域が抱える課題に対する行政主導体制の限界や、厳しい財政下における住民ニーズの多様化・複雑化・拡大化などを背景に、地域住民相互の協力や、地域と行政が役割や機能を分担しながら、協働して課題解決へ取り組むことが強く求められています。

こうした状況の中で、地域における生活上の様々な共通課題について、地域住民自らが、相互に協力しあい、連帯して解決していこうとする活動が出てきています。このような地域づくりの動きは、町会や自治会のコミュニティ組織だけではなく、自主活動グループ・NPO（民間非営利組織）やサークルなどの活動を通じて、生活・生産・教育・文化・芸術活動などあらゆる分野に及び、コミュニティビジネスへの展開もみられます。また、町会については、これまで、地域の自治意識のかん養のみならず、行政運営の一翼を担っており、行政と住民のコミュニケーションを円滑にするパイプ役として大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、近年は、少子高齢化、核家族化に加え、住民活動の多様化・広域化などにより、地域住民同士のつながりも希薄になっていることから、住民の地元行事などへの参加がなかなか進まない状況にあります。このことから、町会やボランティア、NPO活動などへの理解と参加を促進するため、社会参加がしやすい環境の整備を図ることが課題となっています。

住民との協働による、まちづくりを推進していくためには、住民との対話や情報の共有化により、住民の行政への参加意識の高揚を図り、また、地域活動、コミュニティ活動を推進するための取り組みが必要です。

さらに、これを実現するためには、行政職員の意識改革や地域の人材の発掘や育成が重要であり、地域のさまざまな課題解決を図るためには、関係する広域での取組を視野に入れた人材の育成とそのネットワーク化による効果的な取り組みを工夫する必要があります。

第三章 圏域の将来像

急速な人口減少、少子化、高齢化など、極めて厳しい未来が圏域に訪れようとしています。

千年に一度の大災害といわれている東日本大震災は、これからの国の在り方、地域の在り方を改めて見つめ直す転換点をもたらしました。

世界自然遺産白神山地、秀峰岩木山は、清らかな“水”を運び、美しい山々の懐に抱かれた津軽平野は、肥沃な“大地”をひろげています。

四季の魅力あふれる気候・風土は、豊かな“人材”を育み、先人たちの英知と努力により、この地に重厚な歴史と、優れた伝統、文化を築き上げました。

津軽の地で培われた豊かな財産は、今もなお地域の発展を支え、導き、私たちと共に生きています。

苦難を乗り越え、突き付けられた課題を解決するためのフィールドが白神の恵みを受けたこの地なのです。

先人が残した財産をさらに磨き上げ、かけがえのない故郷を一人一人がしっかりと受け継ぎ、愛と誇りをもって、次の世代へ着実に引き継ぐことが私たちの使命です。

私たちの未来は与えられたものではなく、私たちが創り出していくものです。

- ・ 再生可能エネルギーの利用をすすめ、美しく豊かな自然と水を守り、りんごをはじめとする農産物の価値を高め、自然災害や社会経済情勢などの外部環境の変化に惑わされない圏域の形成を目指します。
- ・ 産学官の連携をさらに強め、研究機関や実証実験施設の誘致を行い、産業の育成を目指します。
- ・ 魅力あふれる観光都市や、世界遺産を携える地域などとの重層的な連携を目指します。
- ・ 働きながらでも、安心して子どもを産み、子どもとのふれあいを大切に育てられる環境づくりを目指します。
- ・ 高齢者が持つ豊かな知識と経験を活かし、生涯現役で活躍できる社会を目指します。
- ・ 人口減少に^{きゆうきゆう}汲々とせず、それを受け止めながら、魅力あふれるまちづくりを目指します。
- ・ 教育や文化の厚みを背景に、物質的な豊かさにとらわれない幸せと生きがいを感じる、新たなライフスタイルを創り出していきます。

子どもたちの笑顔、輝く瞳は、未来に向けた希望であり、未来に進むためのエネルギーです。

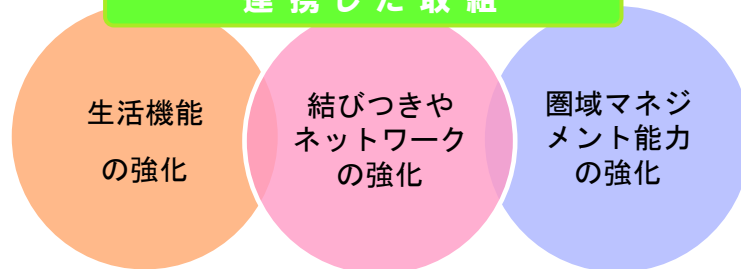
私たち圏域市町村は、手に手を取り、緩やかな連携を進めながら、“子どもたちの笑顔あふれるまち”に向かって進んでいきます。

弘前圏域の将来像

子どもたちの笑顔あふれるまち

- ・ 地域資源を活かした外部環境の変化に惑わされない圏域の形成
- ・ 産学官連携の強化と研究機関等の誘致による産業の育成
- ・ 魅力あふれる観光都市や世界遺産を携える地域との連携
- ・ 働きながらも安心して子どもを産み育てられる環境づくり
- ・ 高齢者が生涯現役で活躍できる社会
- ・ 人口減少に^{きゅうきゅう}汲々^{きゅうきゅう}としない魅力あふれるまちづくり
- ・ 物質的な豊かさにとらわれない新たなライフスタイルの創出

連携した取組



◆ 弘前圏域の将来像を実現するために

定住自立圏全体の活性化を通じて人口定住を図るという観点から、さまざまな具体的取組についての連携を目指します。

特に、「集約とネットワーク」の考え方を基本として、以下の3つの視点から、人口定住のために必要な生活機能を確保していきます。

生活機能の強化	結びつきやネットワークの強化	圏域マネジメント能力の強化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療 ・ 福祉 ・ 教育 ・ 土地利用 ・ 産業振興 このほか、ごみ処理、し尿処理など従来から連携してきた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通 ・ ICT インフラの整備 ・ 交通インフラの整備 ・ 交流・移住促進 など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事交流 ・ 人材の確保 ・ 人材の育成 など

第IV章 協定に基づき推進する具体的取組

連携施策（協定項目）

協定に基づく具体的取組

1 生活機能の強化

医 療	救急医療体制の維持及び充実	○休日及び夜間における一次救急診療事業
福 祉	子育て支援の充実	○特別保育事業
教 育	学校給食の充実	○学校給食充実事業
	学校教育環境の整備	○東目屋・西目屋児童生徒等交流推進事業
産業振興	食産業の育成	○農商工連携・6次産業化促進事業
	企業誘致活動の推進	○企業誘致圏域連携事業
	農作物猿害防止体制の構築	○農作物猿害防止対策事業
観光振興	広域観光商品の充実	○広域観光商品化情報発信事業
地域防災	広域備蓄体制の整備	○広域災害に対応することができる備蓄拠点の整備
	合同防災訓練等の実施	○8市町村合同防災訓練 ○8市町村防災担当職員合同研修会
環 境	し尿処理の広域化	○し尿・浄化槽汚泥等共同処理事業
	カラス対策の連携	○カラス対策連携事業

2 結びつきやネットワークの強化

地域公共交通	圏域公共交通ネットワークの再構築及び利用促進	○弘前圏域公共交通計画の策定 ○公共交通利用促進のためのPR活動の実施
--------	------------------------	--

3 圏域マネジメント能力の強化

圏域市町村の職員等の交流	圏域市町村職員の育成	○圏域職員合同研修事業
--------------	------------	-------------

1 生活機能の強化に係る具体的取組


(1) 医療

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の名称	救急医療体制の維持及び充実
取組の内容	圏域の救急医療体制を確保するため、休日・夜間救急診療体制を維持するとともにその充実を図る。
中心市（甲）の役割	甲が行う休日・夜間急患診療体制及び休日在宅医診療体制を維持する。
周辺市町村（乙）の役割	甲が維持する休日・夜間急患診療体制及び休日在宅医診療体制を支援するとともに、必要に応じ経費を負担する。

事業名	休日及び夜間における一次救急診療事業					
関係市町村	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村					
現状と課題	圏域における救急医療施設及び機能は、弘前市に偏在している状況にあり、救急医療については、弘前市の施設並びに黒石市の一部施設を利用せざるを得ない状況にある。このため、一次救急については、弘前市が設置、運営している急患診療所及び休日在宅医診療事業を維持継続する必要がある。					
事業内容	弘前市が弘前市医師会、歯科医師会に指定管理及び委託して実施する休日・夜間急患診療体制(弘前市急患診療所)、休日在宅医診療体制を維持するとともに、その充実を図る。					
効果	圏域における救急医療体制を連携強化することで、圏域住民が安心して暮らしていくための医療サービスを提供することができる。					
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
急患診療所の運営						
休日在宅医診療						
事業費見込額(千円)	16,461	24,425	24,425	24,425	24,425	114,161
特定財源等	病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置(特別交付税)					

(2) 福祉

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の名称	子育て支援の充実
取組の内容	圏域の住民の子育て支援の充実を図るため、甲が行う特別保育事業の対象区域を圏域に拡大し、圏域全体として安心して子育てができる環境を整備する。
中心市（甲）の役割	特別保育事業の対象区域を拡大し、圏域住民の利用に供する。
周辺市町村（乙）の役割	甲が行う特別保育事業を区域内の住民に周知し、積極的な活用を促進する。

事業名	特別保育事業					
関係市町村	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村					
現状と課題	生活圏の広域化に伴い、周辺市町村から弘前市に通勤する地域住民が増えてきており、弘前市内の勤務先の近くで子育て支援を受ける機会の拡充が求められている。このため、現在、圏域では保育所の広域入所が実施されている。					
事業内容	弘前市が実施している下記の事業について、関係市町村の住民に対象を拡大した子育て支援策を実施する。 1) 一時預かり事業（必要に応じた一時的な保育サービス） 2) 休日保育事業（日曜・祝日に係る児童の保育サービス） 3) 地域子育て支援拠点事業（子育て親子の交流、子育てに関する相談・援助、子育て関連情報の提供、子育てに関する講習等）					
効果	ライフスタイルに応じた子育て支援サービスの選択肢が増えることで、安心して子育てができる環境の充実につながる。					
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
実施						
事業費見込額（千円）	91,625	91,625	91,625	91,625	91,625	458,125
特定財源等	次世代育成支援対策交付金 青森県保育対策等促進事業費補助金					

(3) 教育

① 学校給食の充実

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の名称	学校給食の充実
取組の内容	甲が設置する学校給食センターから乙の学校給食未実施校に対して学校給食を提供するため、その時期及び内容等について継続的に検討し、及び検証を行い、学校給食の提供を行う。
中心市（甲）の役割	甲が設置する学校給食センターにおける調理可能食数と児童生徒数の推移等を把握しながら、乙の学校給食未実施校に対する学校給食の提供を計画的に行う。
周辺市町村（乙）の役割	学校給食の実施に必要な学校施設の整備等を行うとともに、甲が行う学校給食の提供に必要な経費を負担する。

事業名	学校給食充実事業					
関係市町村	弘前市、黒石市					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・黒石市では14小中学校のうち、小規模な3小学校のみで学校給食（自校式）が実施されており、その他の小中学校では学校給食の実施について、保護者等から多くの実施要望がある。 ・弘前市内の5小中学校で現在実施している自校式の学校給食は、給食設備が老朽化した時点で給食センター方式に移行することとしていることもあり、給食センターで黒石市小中学校分の食数を早期に確保することは困難な状況にある。また、経費もかかるため、計画的に進める必要がある。 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・弘前市の学校給食センターで可能な調理食数について、弘前市内の自校式校の給食センターへの移行時期を考慮し、将来的に提供可能な食数を見込んだ上でスケジュールを策定する。 ・実施時期に合わせて、給食センター及び給食受入校の改修工事、給食配送車や食器等の購入を行う。 					
効果	黒石市内の全小中学校で学校給食が実施され、食育など学校給食を通じた学校教育の充実が図れる。また、保護者等からの要望に応えることができる。					
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
検討及び検証						
小学校実施計画						
小学校実施準備						
小学校給食実施						
事業費見込額（千円）	-	94,500	64,548	56,500	56,500	272,048
特定財源等	無し					

② 学校教育環境の整備

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の名称	学校教育環境の整備
取組の内容	乙から甲への中学校教育事務委託の実現のために、学校教員、保護者、地域住民及び教育委員会職員による東目屋・西目屋児童生徒等交流推進協議会において意見交換し、学校間及び地域間の交流を推進する。
中心市（甲）の役割	乙からの中学校教育事務委託の実現のために、乙と連携して学校間及び地域間の交流を推進する。
周辺市町村（乙）の役割	甲への中学校教育事務委託の実現のために、甲と連携して学校間及び地域間の交流を推進する。

事業名	東目屋・西目屋児童生徒等交流推進事業					
関係市町村	弘前市、西目屋村					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・西目屋村においては、少子化に伴い、生徒数が減少している現状から、教育環境の維持が困難な状況になっている。 ・西目屋村から弘前市への中学校教育事務委託の実現のためには、学校間及び地域間の真の交流を進め、お互いの地域を理解し、親交を深めながら、地域間の融和や両地域の一体感を築いていくことが重要な課題となっている。 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度までを交流期間とし、年2回程度、東目屋・西目屋児童生徒等交流推進協議会を開催して交流内容を協議する。 ・学校教育活動での交流、PTA活動での交流及び地域間での交流など、交流ごとに関係者による部会を随時開催し、具体的な交流の内容を検討して計画的に実施していく。 					
効果	児童・生徒間、教員間、保護者間など、さまざまな面で交流を深めることで、西目屋村からの中学校教育事務委託の実現につながる。					
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
地域間交流の推進		→				
事務委託の協議		→				
事業費見込額 (千円)	-	400	400			800
特定財源等	無し					

(4) 産業振興

① 食産業の育成

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の名称	食産業の育成
取組の内容	圏域の豊富な農産資源等を活用した付加価値の高い商品づくりや販路開拓に取り組む事業者を支援するための体制を整備する。
中心市（甲）の役割	商品開発へのアドバイスや事業者のマッチング等を行う人材を確保するとともに、商品開発等に取り組む事業者の発掘や販路開拓のための取組を中心的に行う。
周辺市町村（乙）の役割	甲と連携して商品開発等に取り組む事業者の発掘や販路開拓のための取組を行う。

事業名	農商工連携・6次産業化促進事業					
関係市町村	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域はりんごを始めとして豊富な農産資源を有する地域で、これまで生果や生野菜の生産、販売を強化してきたが、加工に関する取り組みは十分になされていなかった。 ・一部の農作物は、ジュースなどに加工されているものの、より付加価値の高い加工は域外で行われているケースも多く、域内で付加価値を生むような仕組みづくりが課題となっている。 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・食産業に精通した民間の専門家を配置し、圏域の事業者が取り組む加工品開発へのアドバイスや異業種とのマッチングなどのコーディネートを行う。 ・農商工連携・6次産業化の取り組みにより開発した加工品の販路開拓のため、県内外での見本市等への出展によるテストマーケティングを実施する。 					
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・りんごなどの農作物の価格が低迷する中、農家の所得向上による安定経営が図れるほか、域内で一次加工を行うことにより、加工業の育成とともに、付加価値を創出する仕組みの基盤を構築できる。 					
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
専門家の配置	→					
見本市への出展	→					
事業費見込額(千円)	2,700	4,700	4,700	4,700	4,700	21,500
特定財源等	無し					

② 企業誘致活動の推進

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の名称	企業誘致活動の推進
取組の内容	地域の雇用確保及び経済の活性化を図るため、圏域市町村と立地に係る情報を共有し、圏域全体としての立地環境、魅力や強みを企業へ情報発信するなど、圏域一体となった企業誘致活動を展開する。
中心市（甲）の役割	企業立地に係る圏域の情報を集約するとともに、圏域一体としての情報発信及び企業誘致のための取組を中心的に行う。
周辺市町村（乙）の役割	企業立地に係る情報を甲に提供するとともに、甲と連携して情報発信及び企業誘致のための取組を行う。

事業名	企業誘致圏域連携事業					
関係市町村	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、長期化する円高の影響や電力供給の不安などが、企業の生産拠点の海外移転を加速させており、地方への企業誘致は厳しい状況にある。 ・圏域において、企業立地のための工場用地や空き工場等が不足している。 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域の立地環境や優遇制度等を集約し、企業立地のための圏域情報をまとめた企業誘致用のガイドブックを作成する。 ・積極的な企業誘致活動を展開するため、企業立地イベントに出展するなど、圏域全体の立地環境等を広くPRし、情報発信を行う。 					
効果	生産拠点の海外移転など、地方への企業誘致が厳しい状況にある中、圏域一体となり、圏域市町村の特色やセールスポイントなど、地域の魅力や強みを最大限にPRすることにより、効果的に企業立地へつなげ、雇用の確保と地域の活性化を図ることができる。					
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
ガイドブックの作成						
情報発信						
事業費見込額（千円）	-	3,000	2,500	2,500	2,500	10,500
特定財源等	無し					

③ 農作物猿害防止体制の構築

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の名称	農作物猿害防止体制の構築
取組の内容	農作物猿害の軽減に向けて、甲及び乙地域における猿の生態を調査し、及び検証するとともに、総合的な調整を図りながら、連携による農作物猿害防止体制の構築に取り組む。
中心市（甲）の役割	猿の生態を調査し、及び検証するとともに、乙等との調整を図りながら、農作物猿害防止体制の構築に向けた取組を中心的に行う。
周辺市町村（乙）の役割	甲と連携して猿の生態を調査し、及び検証するとともに、農作物猿害防止体制の構築に向けた取組を行う。

事業名	農作物猿害防止対策事業					
関係市町村	弘前市、西目屋村					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・弘前市及び西目屋村地域における猿の生息分布は拡大しているものと推測され、農作物の猿害についても広範囲にわたって発生し、その被害は深刻化している状況にある。 ・猿の駆除や追い払い等について、現在、弘前市と西目屋村が各々実施している状況にあり、より効果を上げるため、連携による広域的な取組を行う必要がある。 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・猿の生態調査を行っている団体等へ弘前市及び西目屋村地域の調査を依頼し、猿の生息数、群れの数、行動域等を検証する。 ・弘前市と西目屋村が隣接する各地域に巡視員を配置して、情報交換や捕獲用わなの共同設置など、連携を図る。 ・猿の監視体制を構築するために、捕獲した猿に取り付ける探索器（GPS）の研究・検証に取り組む。 					
効果	弘前市及び西目屋村地域内の広範囲に生息する猿の生態や行動域等を把握することにより、猿の動きを事前に察知し、出没箇所を特定するなど、効果的な駆除や追い払いが可能となり、農作物の猿害防止が図られる。					
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
猿の生態調査		→			→	
巡視員の連携		→	→	→	→	
探索器による監視体制の検証			→	→	→	
事業費見込額（千円）	-	4,450	1,400	1,400	3,400	10,650
特定財源等	無し					

(5) 観光振興

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の名称	広域観光商品の充実
取組の内容	圏域への誘客につながる広域観光商品の充実を図るため、圏域に求められる観光ニーズを調査し、及び検証するとともに、観光商品を開発する首都圏の旅行代理店等へ効果的な情報発信を行う。
中心市（甲）の役割	広域観光商品のニーズを調査し、及び検証し、首都圏の旅行代理店等への情報発信を行うとともに、取組に必要な経費を負担する。
周辺市町村（乙）の役割	甲が行う取組を連携して行うとともに、取組に必要な経費を負担する。

事業名	広域観光商品化情報発信事業					
関係市町村	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村					
現状と課題	首都圏等の旅行代理店の担当者が自ら地方に足を運び商品開発する手法がなくなるとともに、旅行代理店の旅行商品開発担当者と地元観光事業者との接点も少なくなっており、商品開発に役立つ魅力ある観光資源等について、地元からの情報発信が重要となっている。					
事業内容	首都圏等の旅行代理店や交通事業者などに対し、下記の事業を実施する。 ・津軽エリアに求められる広域観光商品についてのニーズ調査 ・広域観光商品化につながるよう情報発信					
効果	津軽エリアへの広域観光商品が充実することで、誘客が促進され、同時に地域経済も活性化される。					
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
調査検証	→					
情報発信		→	→	→	→	
事業費見込額（千円）	1,500	2,600	2,600	2,600	2,600	11,900
特定財源等	無し					

(6) 地域防災

① 広域備蓄体制の整備

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の名称	広域備蓄体制の整備
取組の内容	大規模・広域的な災害の発生時に被災住民に対して的確に対応するため、青森県と連携しながら、燃料、毛布、飲料水等の物資を備蓄する体制を整備する。
中心市（甲）の役割	備蓄体制の在り方等について国及び青森県と調整を図りながら、その体制整備に関する施策を実施するとともに、整備に必要な経費を負担する。
周辺市町村（乙）の役割	甲と連携して備蓄体制の整備に関する施策を実施するとともに、整備に必要な経費を負担する。

事業名	広域災害に対応することができる備蓄拠点の整備					
関係市町村	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域8市町村の物資備蓄は、内容及び数量ともに必ずしも万全とは言えない状況下であり、大規模・広域的な災害が発生した場合は、各市町村単独での対応は困難である。 ・備蓄すべき物資の内容、数量、保管する倉庫等の確保や財源等が課題となっている。 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な災害態様を想定し、必要な備蓄物資の内容・数量等を確保する。(県が整備すべき内容について県へ提示) ・備蓄拠点となる建築物等の位置、規模、管理方法等の検討・協議を行う。 ・広域備蓄計画を策定する。 ・備蓄物資の使用等に関する取決め等を検討する。(使用時の現物による負担等) 					
効果	大規模・広域的な災害時に被災者等に対する物資供給が迅速に行われる。					
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
課題等の整理	→					
備蓄計画の策定	→					
物資整備・運用開始		→	→	→	→	
事業費見込額(千円)	190	30,967	15,483	15,958	480	63,078
特定財源等	青森県が備蓄倉庫の建築及び物資の半数を整備した場合の概算事業費(倉庫：全額県費、物資：県費1/2、1/2弘前市負担を想定) 消防防災施設整備費補助事業					

② 合同防災訓練等の実施

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の名称	合同防災訓練等の実施
取組の内容	大規模・広域的な災害の発生時に、自治体及び関係機関が連携した対応ができるようにするため、組織間連携の確認と向上を目指した合同防災訓練を実施する。
中心市（甲）の役割	(i) 合同防災訓練の実施方法、訓練項目等について、提案し、及び検討するとともに、防災関係機関との調整を行う。 (ii) 合同防災訓練の実施について中心的に取り組むとともに、必要な経費を負担する。
周辺市町村（乙）の役割	(i) 合同防災訓練の実施方法、訓練項目等について、提案し、及び検討する。 (ii) 甲と連携して合同防災訓練を実施するとともに、必要な経費を負担する。

事業名	8市町村合同防災訓練 8市町村防災担当職員合同研修会					
関係市町村	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村は、災害対策基本法や地域防災計画に基づき、基本的には単独で訓練を実施しており、災害対応における実働面の連携が図られているとは言い難い状況にある。 大規模、広域的な災害の対応は、自治体間の連携が必要であり、それぞれの対応力向上のための訓練はもとより、圏域における災害対応力の向上を図るための訓練等の実施が必要である。 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 合同総合防災訓練の開催 ※青森県総合防災訓練開催時を除き、基本的には弘前市総合防災訓練への参加とする。 ※その他にも、各市町村開催の総合防災訓練にも参加する。 ※各市町村単独の総合防災訓練の実施を妨げるものではない。 合同研修会の実施（図上訓練や有識者等による講話等の開催） 					
効果	合同の実働訓練等を実施することにより、実災害において、的確に行動できるような、災害対応力が身に付く。また、それぞれの役割や災害対応に必要な事項等の認識を共有することになるため、圏域の防災力の向上に繋がる。					
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
実施要領						
県防災訓練への参加						
合同訓練実施						
合同研修会実施						
事業費見込額 (千円)	590	980	590	980	590	3,730
特定財源等	無し					

(7) 環境

① し尿処理の広域化

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の名称	し尿処理の広域化
取組の内容	汚水処理等を効率的に行うため、圏域のし尿等を一括して処理する。
中心市（甲）の役割	圏域のし尿等を一括処理することができる受入施設の整備に取り組むとともに、必要な経費を負担する。
周辺市町村（乙）の役割	甲と連携して整備に関連する取組を行うとともに、必要な経費を負担する。

事業名	し尿・浄化槽汚泥等共同処理事業					
関係市町村	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村					
現状と課題	し尿及び浄化槽汚泥の発生量は公共下水道の普及により今後も減少が予想されるところである。し尿等の処理については、弘前地区環境整備事務組合と黒石地区清掃施設組合のそれぞれのし尿処理施設で処理しているが、施設の老朽化・処理能力の低下に伴う施設の改築・更新が必要となっており、施設整備に多額の経費を要することが課題となっている。					
事業内容	弘前地区環境整備事務組合と黒石地区清掃施設組合のし尿処理施設で処理しているし尿及び浄化槽汚泥処理について、施設の老朽化・処理能力の低下に伴い、両組合の圏域のし尿等を、MICS事業(汚水処理施設共同整備事業)の枠組みにより県流域岩木川浄化センター内に「し尿等希釈投入施設」を建設し、下水処理場での一括した共同処理に取り組む。					
効果	下水道とし尿処理機能を再構築することで既存施設の建て替えに比べ、施設の建設、維持管理等の経費を削減することができる。					
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
実施設計等	→					
建設工事等		→				
事業費見込額(千円)	25,000	258,000	567,000	-	-	850,000
特定財源等	社会資本整備総合交付金、廃棄物処理事業債 ※事業費見込額は、全体事業費17億円から国費(1/2)を控除した市町村の実質負担額を計上					

② カラス対策の連携

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の名称	カラス対策の連携
取組の内容	カラスによる被害を軽減するため、連携して被害状況、個体数等を調査し、及び検証するとともに、検証結果に基づき、広域的かつ効果的なカラス対策を検証し、及び実施する。
中心市（甲）の役割	カラスによる被害調査及び生態調査を行うとともに、その調査結果に基づいた効果的なカラス対策のための取組を中心的に行う。
周辺市町村（乙）の役割	甲と連携してカラスによる被害調査及び生態調査を行うとともに、その調査結果に基づいた効果的なカラス対策のための取組を行う。

事業名	カラス対策連携事業					
関係市町村	弘前市、黒石市					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・カラスの増加に伴いごみの食い散らかしや道路のふん害など、市域の環境美化に影響が出ている。 ・カラスによる被害を軽減するため、それぞれの市において様々な対策を実施している。 ・市域を超えて広範囲に生息するカラスの対策をそれぞれで講じるのは、効果が限定的であるため、両市で合同個体数調査を行い被害や生態を検証し把握するなど、連携した対策が必要不可欠である。 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・弘前市カラス対策連絡協議会において被害状況等の情報を共有する。 ・合同個体数調査を行ったうえで、被害調査、生態調査及び検証を実施する。 ・ごみ集積所におけるカラスのエサ断ちに関する対策を実施する。 ・その他調査・検証結果に基づいたカラス対策を実施する。 					
効果	現在実施しているそれぞれの対策に加え、弘前市と黒石市での連携した対策を実施することにより、効率的かつ効果的なカラス対策が可能となり、住みよい街づくりや観光産業への貢献が期待できる。					
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
情報共有	→					
合同調査・検証	→					
エサ断ち対策	→					
その他対策	→					
事業費見込額（千円）	-	1,951	1,951	1,951	1,951	7,804
特定財源等	無し					

2 結びつきやネットワークの強化に係る具体的取組

(1) 地域公共交通

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の名称	圏域公共交通ネットワークの再構築及び利用促進
取組の内容	地域公共交通の確保及び利便性向上に向けて、圏域における地域公共交通の実情を調査し、及び検証するとともに、総合的な調整を図りながら、交通事業者と連携して、圏域の公共交通ネットワークの再構築及び利用促進に取り組む。
中心市（甲）の役割	(i) 交通事業者と共同して圏域公共交通計画を策定し、その施策の実施に中心的に取り組むとともに、圏域における公共交通の利用促進活動を実施する。 (ii) 圏域公共交通計画の策定及びその施策の実施並びに利用促進活動に関して、必要な経費を負担する。
周辺市町村（乙）の役割	(i) 交通事業者と共同して圏域公共交通計画を策定し、その施策の実施に取り組むとともに、圏域における公共交通の利用促進活動を実施する。 (ii) 圏域公共交通計画の策定及びその施策の実施に関して、必要な経費を負担する。

事業名	弘前圏域公共交通計画の策定					
関係市町村	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域における公共交通の利用者は減少し続けているため、特に路線バスの経常損失は年々増加し、その維持が難しくなっている。 ・通勤、通学、通院及び買物等の日常生活を営む上で必要不可欠な生活の足として、誰もが利用できる公共交通の維持・確保は重要な課題となっている。 ・地域の実情に即した持続可能な公共交通体系を構築するためには、圏域全体での計画的な取り組みが必要となっている。 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域住民や利用者へのアンケート等による生活移動の実態を調査し、圏域の公共交通に関する現状分析や課題の抽出を行う。 ・圏域全体としての公共交通体系のあり方と、効率的かつ効果的な対応策等をまとめた地域公共交通の基本計画を策定する。 					
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少及び高齢社会において、車を自由に運転できない高齢者や学生等の生活移動手段の安定的な確保につながる。 ・公共交通の活性化や利便性の向上等により、日常生活に必要な公共交通サービスを持続的に確保し、安心して暮らせる地域社会の実現につながる。 					
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
公共交通計画の策定	→					
事業費見込額(千円)	10,000	-	-	-	-	10,000
特定財源等	地域公共交通確保維持改善事業費補助金(国補助)					

事業名	公共交通利用促進のためのPR活動の実施					
関係市町村	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鱈町、田舎館村、西目屋村					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域における公共交通の利用者は減少し続けているため、特に路線バスの経常損失は年々増加し、その維持が難しくなっている。 ・通勤、通学、通院及び買物等の日常生活を営む上で必要不可欠な生活の足として、誰もが利用できる公共交通の維持・確保は重要な課題となっている。 ・地域の実情に即した持続可能な公共交通体系を構築するためには、圏域全体での計画的な取り組みが必要となっている。 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通利用PRパンフレット等の配布や、各市町村の広報紙及びホームページなどの広報媒体を活用して、圏域住民の自発的な公共交通利用を促すためのモビリティ・マネジメント等の取組を実施する。 					
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・普段バスを利用しない住民にも公共交通を利用するメリットや必要性を幅広くPRすることによって、公共交通の利用を促進し、圏域における公共交通の維持確保に資する。 					
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
利用啓発活動の実施						
事業費見込額 (千円)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	15,000
特定財源等	無し					

3 圏域マネジメント能力の強化に係る具体的取組

(1) 圏域市町村の職員等の交流

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の名称	圏域市町村職員の育成
取組の内容	圏域市町村職員の能力の向上及び連携強化を図るため、合同研修を実施する。
中心市（甲）の役割	圏域市町村職員が合同で実施することで効果が期待できる研修を企画し、及び実施し、圏域市町村職員の参加の機会を提供する。
周辺市町村（乙）の役割	必要に応じて職員を合同研修に参加させるとともに、必要な経費を負担する。

事業名	圏域職員合同研修事業					
関係市町村	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修は、圏域内の各市町村において研修計画を定めて企画、実施し、また、専門の研修機関などへ職員を派遣している。 ・地域分権の進展や多様化する住民ニーズに、的確に対応できる職員の能力の向上や意識改革が重要な課題となっている。 					
事業内容	①圏域市町村職員との合同研修を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・中堅職員研修、メンタルヘルス研修、文書作成力向上研修など ②圏域における共通の行政課題や推進事業について、圏域市町村職員がともに調査、研究を行い、提言できる機会を創出する。 <ul style="list-style-type: none"> ・圏域職員政策提言事業 					
効果	圏域市町村職員の能力の向上や圏域市町村間における職員の連携強化が期待できます。					
スケジュール	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
合同研修の実施	→					
圏域職員政策提言事業	→					
事業費見込額（千円）	820	820	820	820	820	4,100
特定財源等	無し					

第V章 共生ビジョンの推進

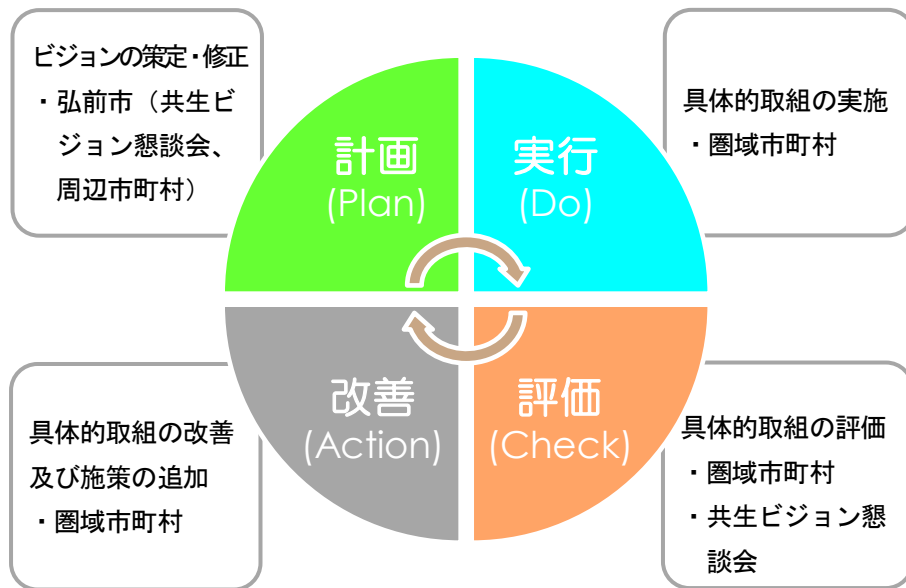
この共生ビジョンは、定住自立圏構想の推進に向けて、今後5年間の弘前圏域が目指す将来像及びその実現のために必要な具体的取組等を明らかにしたものです。

共生ビジョンの策定後は、具体的取組によるビジョンの着実な推進を図るため、「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Action)」のマネジメントサイクルに基づき、定期的に具体的取組の進捗状況を把握するとともに、共生ビジョン懇談会を含めて、取組の評価・検証を行い、その結果を反映させていくため、毎年度必要に応じて見直しを行います。

■ 共生ビジョンの推進体制図

計画期間

平成24年度 ~ 平成28年度



資料編

「弘前圏域定住自立圏共生ビジョン」策定までの経過

平成 23 年

- 3 月 23 日 ○ 中心市宣言の実施（弘前市）
- 9 月 ○ 定住自立圏形成協定の締結に関する議案の議会議決
弘前市、黒石市、平川市、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村
- 10 月 12 日 ○ 定住自立圏形成協定の締結（弘前市と 1 対 1 の締結）
黒石市、平川市、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村
- 11 月 17 日 ○ 第 1 回弘前圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会
・ 定住自立圏構想の概要説明 ・ 圏域の取組説明
・ 共生ビジョン（素案）〔現状・課題等〕の検討
- 12 月 7 日 ○ 定住自立圏形成協定の締結に関する議案の議会議決
藤崎町
- 12 月 13 日 ○ 定住自立圏形成協定の締結（弘前市と 1 対 1 の締結）
藤崎町
- 12 月 26 日 ○ 第 2 回定住自立圏共生ビジョン懇談会
・ 共生ビジョン（素案）〔将来像、具体的取組〕の検討

平成 24 年

- 1 月 1 日～15 日 ○ 共生ビジョン（素案）に関するパブリックコメントの実施
 - 1 月 4 日～12 日 ○ 共生ビジョン（素案）に関する関係市町村への意見等照会
 - 1 月 23 日 ○ 第 3 回定住自立圏共生ビジョン懇談会
・ 共生ビジョン（案）の検討
 - 2 月 9 日 ○ 第 4 回定住自立圏共生ビジョン懇談会
・ 共生ビジョン（最終案）の検討
 - 2 月 17 日～24 日 ○ 関係市町村と共生ビジョンに関する個別協議
 - 2 月 29 日 ○ 市町村長会議
 - 2 月 29 日 ○ 弘前圏域定住自立圏共生ビジョンの策定（弘前市）
-

「弘前圏域定住自立圏共生ビジョン」変更までの経過

平成 24 年

- 9 月 ○定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する議案の
議会議決
弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鱒町、田舎館村、
西目屋村
 - 10 月 3 日 ○定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結（弘前市と 1 対
1 の締結）
黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鱒町、田舎館村、西目屋村
 - 10 月 31 日 ○平成 24 年度第 1 回弘前圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会
・共生ビジョン（変更案）〔追加連携事業〕の検討
・定住自立圏連携事業の進捗状況の報告
 - 11 月 15 日～30 日 ○共生ビジョン（変更案）に関するパブリックコメントの実施
 - 12 月 12 日 ○第 2 回定住自立圏共生ビジョン懇談会
・共生ビジョン（変更案）の検討
 - 12 月 13 日～20 日 ○関係市町村と共生ビジョン（変更案）に関する個別協議
 - 12 月 26 日 ○弘前圏域定住自立圏共生ビジョン（変更版）の策定（弘前市）
-

弘前圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。）第6に規定する定住自立圏共生ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定し、又は変更するに当たり、ビジョンの内容について民間、地域の関係者等の意見を幅広く反映するため、弘前圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 弘前圏域定住自立圏共生ビジョンの策定または変更に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、懇談会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 推進要綱第6の(4)に規定する定住自立圏の取組内容に応じた関係者等
- (3) 前2号に掲げる者のほか、公募委員及び市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第5条 懇談会に、座長及び副座長各1人を置く。

2 座長は委員の互選により定め、副座長は座長が指名する委員をもって充てる。

3 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(懇談会の公開)

第7条 懇談会の会議は、原則公開とする。ただし、座長が委員に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、弘前市企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成23年9月30日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に委嘱される弘前圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

弘前圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿

平成23年12月26日現在

氏名	所属団体等	備考
北原 啓司	弘前大学教育学部 教授	座長
新堀 猛	弘前市医師会 事務局長	副座長
外川 きさ	弘前市保育研究会 会長	
小野寺 宏	弘前市学校給食懇談会 委員	
櫛引 利貞	弘前産学官連携フォーラム 会長	
清藤 哲夫	(社)観光コンベンション協会 会長	
笹 常俊	弘前市消防団 第4方面団長	
福地 順	弘南バス(株) 乗合部長	
高野 悟	NPO法人コミュニティネットワークキャスト 理事長	
大石 幸雄	(株)イトーヨーカ堂弘前店 販売促進部長	
川守田 健造	黒石市推薦	
葛西 朗	平川市推薦	
永澤 俊之	藤崎町推薦	
木村 玲子	板柳町推薦	
虎谷 誠二	大鰐町推薦	
小野 正幸	田舎館村推薦	
村上 義雄	西目屋村推薦	
對馬 覚	公募	
赤川 菜美	公募	
山内 泉	公募	

弘前圏域定住自立圏共生ビジョン
平成24年12月26日

発行 弘前市
〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町 1-1
TEL 0172-35-1111 (代表)
FAX 0172-35-7956

編集 弘前市企画部企画課